

印鑑登録のご案内

岡山市

印鑑証明書をもらうには、印鑑登録証が必要です。登録証がない場合は、まず印鑑登録をしてください。

登録できる人

- ・岡山市に住民登録をしている人で15歳以上の人
(ただし、意思能力を有しない方は印鑑登録できません。)

登録できる印鑑

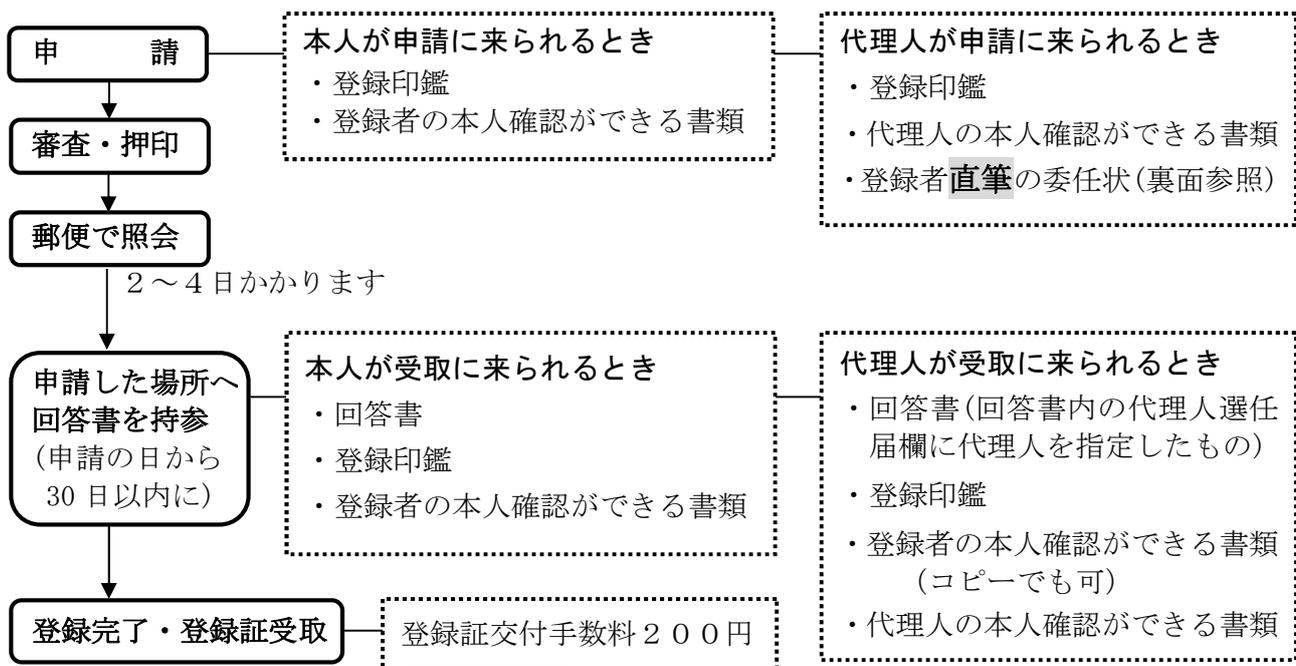
- ・住民票に記載してある氏、旧氏または名の字と同じ字の印
 - ・登録できる印鑑は1人につき一つ
 - ・一つの印鑑につき登録できる人は1人(一つの印鑑を家族で共有することはできません。)
- ※登録できる旧氏は、旧氏記載の請求により住民票に記載された旧氏に限ります。

登録できない印鑑

- * 住民票に記載してある「氏」、「旧氏」または「名」の文字で表していないもの。
- * 大きさが一辺の長さ7ミリメートルの正方形におさまるもの、または、一辺の長さ25ミリメートルの正方形におさまらないもの。
- * ゴム印などの変形しやすいもの。
- * 枠が欠けているものや摩耗などで印影が不鮮明なもの。
- * 職業・資格・絵など氏名に関係ない事柄があるもの。
- * ペンネーム・芸名など住民票の氏名と違う字で彫られたもの。

登録の流れ

窓口にて持参していただくもの



※ 本人確認ができる書類の例：健康保険証等氏名が記載されているもの(名刺は不可)

※ マイナンバーカードを印鑑登録証にする場合は窓口へお問い合わせください。

裏面もお読みください。

下記のいずれかの場合は申請日に登録を完了することができます。

- (1) 本人が来庁し、官公庁発行の顔写真付きの証明書等の原本を提示して、本人確認ができる場合
(ただし、氏名・住所変更などの書換えをしていない場合はできないことがあります。
また、期限切れの場合は無効です。)

顔写真付きの証明書等の原本とは、たとえば、運転免許証、マイナンバーカード、ふれあいカード、身体障害者手帳、在留カード、特別永住者証明書などです。

- (2) 岡山市に印鑑登録している人2人がそれぞれ登録印鑑、印鑑登録証及び本人確認ができる書類を持って本人と一緒に来庁し、窓口で保証書を書く場合

委任状の見本

※登録印鑑や印鑑登録証を紛失した場合は「印鑑登録廃止届」を提出してください。

(代理の場合は委任状が必要です。)

※委任状は岡山市のホームページでダウンロードできます。

委任状の様式は各区役所、支所、地域センター等に置いてあります。任意の用紙に書いても構いません。

住所、氏名、生年月日は本人が直筆で書いてください。

※手が不自由等の理由で委任状を代筆してもらう場合
委任状の余白または裏面に下記の例を参考に理由等を書き、登録者本人の拇印を押してください。

例：『本人岡山太郎は高齢で手が不自由なため、代理人岡山桃子が代筆し、代筆した内容については本人に読み聞かせ、了解を得ました。《本人の拇印》』

委任状

令和2年4月1日

岡山市長 様

本人 住所 岡山市北区大供一丁目1-1
(委任者) 氏名 岡山太郎 印 **登録印鑑**
生年月日 昭和10年10月10日

私の印鑑登録に関する手続きを下記の者に委任します。

代理人 住所 岡山市北区大供一丁目1-1
(委任された人) 氏名 岡山桃子
生年月日 昭和50年5月5日

※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

| ご不明な点等がありましたら、下記の窓口へお問い合わせください。

北区市民保険年金課 代表電話 ☎803-1000 内線3125

北区市民保険年金課 (印鑑担当直通) ☎803-1120

東区市民保険年金課 ☎944-5018

南区市民保険年金課 ☎902-3516

中区市民保険年金課 ☎901-1616

御津支所 ☎724-1112

建部支所 ☎722-1112

瀬戸支所 ☎952-1112

灘崎支所 ☎363-5201

一宮地域センター ☎284-0501

上道地域センター ☎297-4211

津高地域センター ☎294-2411

興除地域センター ☎298-3131

高松地域センター ☎287-3731

足守地域センター ☎295-1111

吉備地域センター ☎293-1111

藤田地域センター ☎296-2221

妹尾地域センター ☎282-3121

児島地域センター ☎267-2231

福田地域センター ☎282-1131

富山地域センター ☎277-7211

福浜地域センター ☎265-4181

古都市民サービスセンター ☎279-0016 朝日市民サービスセンター ☎947-0010

(お住まいの区に関わらず、市内のどの窓口でも申請できます。)